

自動車リサイクル法に基づくフロン類回収業登録申請の手引き（概要版）

R3.9 松本市役所廃棄物対策課

【自動車リサイクル制度とは？】

ユーザーをはじめ、メーカー・輸入事業者、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者の役割を明確にし、廃棄物の削減と資源の有効利用を目指した仕組みです。

【関連事業者は登録・許可が必要】

使用済自動車のリサイクル・処理を担う関連事業者は、引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業の4種類あり、松本市内でいずれかの業を行う場合は、松本市長の登録または許可を受ける必要があります。

【フロン類回収業者の登録について】

（法令順守）

フロン類回収業者は、自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）及び廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の定めを守る義務があります。違反した場合には、法に基づく行政処分を受けることがあります。

（登録制）

松本市内で、使用済自動車に搭載されているカーエアコンからフロン類の回収を行う業者は、フロン類回収業者として松本市長への登録が必要です（5年ごとの更新制ですので、有効期限が過ぎる前に更新の手続を行う必要があります）。

（登録の要件）

登録要件は、適正なフロン類回収設備を有するなどフロン排出抑制法（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律）に準ずるものです。

【フロン類回収業者の役割等について】

（自動車リサイクルシステムへの登録）

使用済自動車を引き取る場合には、松本市長への登録に加え、自動車リサイクルシステムへの登録も必要です。「自動車リサイクル促進センター コンタクトセンター」へ連絡の上、登録手続を行ってください。

（自動車リサイクル促進センター コンタクトセンター：電話 050-3786-7755）

（引取義務）

フロン類回収業者は、引取業者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る義務があります。

（フロン類の回収、引渡）

使用済自動車を引き取ったときは、フロン類回収基準（フロン排出抑制法上の基準と同じもの）に従ってフロン類を回収し、自ら再利用する場合を除き、フロン類運搬基準（フロン排出抑制法上の基準と同じもの）に従って自動車製造業者等に指定引取場所において引き渡す義務があります。

（引渡義務）

フロン類を回収した使用済自動車は、解体業者へ引き渡す義務があります。

（報告義務）

使用済自動車の引取り・引渡しとフロン類の引渡しから3日以内に、電子マニフェストを利用して、情報管理センターに引取・引渡実施報告を行う義務があります。また、毎年度終了後1か月以内に、事業所ごとに、フロン類の引き渡した量や再生利用量等について情報管理センターに報告する必要があります。

（廃棄物処理基準に従う義務）

使用済自動車はその価値の有無にかかわらず廃棄物処理法に基づく「廃棄物」として扱われますので、使用済自動車の収集運搬や保管等に当たっては、廃棄物処理基準に従って取り扱う義務があります。

（標識の掲示義務）

フロン類回収業者は、事業所ごとに次の要件を満たした標識を公衆の見やすい場所に掲示してください。

- ①縦・横20cm以上の大きさであり、フロン類回収業者であることを示すもの
- ②氏名又は名称、登録番号及び回収しようとするフロン類の種類（CFC・HFC）を記載したものであること

【問合せ先】 松本市役所 環境エネルギー部 廃棄物対策課 許認可担当

〒390-0851 松本市島内7576-1（松本クリーンセンター管理棟2階）

電話：0263-47-1350（直通） FAX：0263-40-1335

フロン類回収業者
各種手続きの必要書類一覧

	① フロン類回収業者登録 (登録の更新) 申請書	② フロン類回収業者変更届 出書	③ フロン類回収業者廃業等 届出書	④ 誓約書	⑤ 役員名簿	⑥ 登記事項証明書(履歴事 項全部証明書)	⑦ 国籍(外国籍の場合) 記載の住民票は	⑧ フロン類回収設備の所有 権の証明書類	⑨ フロン類回収設備の種 ・能力の説明書類	⑩ フロン類回収に十分な知 見があることを示す書類	⑪ 申請手数料(納付書で金 融機関窓口に納付)
新規 /更新	○ ○			○ ○	○※3	○※4	○※2	○ ○	○ ○	○ ○	※9 3,500円
変更	個人が申請	○		○			○				
	法人が申請	○		○	○※3	○					
	個人の氏名・住所		○	○							
	法人の名称・住所 法人の代表者・役員 事業所の名称・所在地 (新たに事業所を追加する場合) 事業所の名称・所在地 (事業所の廃止、事業所の名称変更・所 在地移転の場合)		○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○			不要
廃業等 備考	未成年者の場合で、個人である法定代理 人の氏名・住所	○		○			○				
	未成年者の場合で、法人である法定代理 人の名称・住所、代表者・役員	○		○		○					
	回収するフロンの種類	○		○				○ ○	○ ○		
	フロン類回収設備の種類及び能力 フロン類回収設備の廃止、個人の死亡、 法人の合併消滅、法人の解散	○		○※8							不要

・公的機関の証明書(商業・法人登記の登記事項証明書や住民票)の提出は原則として原本としますが、松本市役所廃棄物対策課の確認を受けたものにあつては原本の写しをもって代えることができます。(この場合、必ず原本も併せて持参又は送付してください。)

・変更・廃業等の場合、届出書の提出が、当該変更・廃業等の日から30日を経過した日以降となった場合には、遅延理由書(様式任意)を添付してください。

- ※1 申請・届出日前3か月以内に発行されたものに限ります。また、住民票は個人番号(マイナンバー)の記載のないものとしてください。
- ※2 申請者が未成年の場合は、申請者と法定代理人の両方の住民票(法定代理人が法人である場合は登記事項証明書)を提出してください。
- ※3 役員全員を申請書・届出書の枠内に記載できる場合は不要です。
- ※4 新規の登録申請・登録の更新申請の場合は、現在事項全部証明書でも可です。
- ※5 自己所有の場合は購入契約書・納品書・領収書・販売証明書等のうちいずれかの写し、自己所有でない場合は借用契約書・共同使用規定書・管理要領書等のうちいずれかの写しを提出してください。
- ※6 取扱説明書・仕様書・カタログ等の写しを提出してください。
- ※7 回収実施・立会者が資格を有する場合は自動車電機装置整備士資格証・自動車リサイクル士資格認定証等の写しを提出してください。回収実施・立会者が資格を有しない場合は申請書備考欄にその者の氏名と自動車整備業務・エアコン整備業務・フロン類回収業務の経歴年数を記載してください。
- ※8 フロン類回収業者登録通知書(原本)を添付してください。
- ※9 納付書の発行方法は、郵送または当課窓口での手渡しになりますので、ご希望の発行方法を事前にご連絡ください。